

マイナポイント事業「第2弾」が始まっています!

「マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」を行った方のマイナポイントの予約・申込、ポイント付与が6月30日から始まりました!

マイナポイント事業は、マイナンバーカードの申請を「9月末」までに行った方が対象です

マイナポイント事業第2弾は、マイナンバーカードの申請を令和4年9月末、マイナンバーカードを受け取ってからのポイント申請を令和5年2月末までに行った方が対象になります。

マイナポイント第2弾	もらえるポイント	ポイントの申請期間	ポイントの対象となるカードの申請期限
① マイナンバーカード新規取得者 (マイナポイント未申込者を含む)	最大 5,000 円相当のポイント(※)	令和4年1月～ 令和5年 2月末	令和4年 9月末
② 健康保険証としての利用申込み (すでに利用申込済の方を含む)	7,500 円相当のポイント	令和4年6月30日～ 令和5年 2月末	
③ 公金受取口座の登録 (すでに登録済の方を含む)	7,500 円相当のポイント		

※マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

- ◆ マイナンバーカードの交付申請や電子証明書の更新等により、窓口が混雑することが予想されます。カードの交付申請及び電子証明書の更新はお早めをお願いします。
- ◆ マイナポイントは先着順ではありません。ポイントの申請は期間内に行ってください。
- ◆ 円滑なマイナポイント取得のため、健康保険証利用申込み及び公金受取口座の登録はお早めをお願いします。
- ◆ 利用者証明用電子証明書の発行及び更新から1時間はマイナポイントの申込みが出来ませんのでご注意ください。

お問合せ

- マイナポイントについて
業務改善・DX推進課 (☎1036・1037)
- マイナンバーカードの申請について
市民課 (☎1013・1014)

マイナポイントの予約・申込の支援もしています



マイナポイント



マイナンバーカード

